

令和
3年度～

深谷市

ハッピーエンゼル支援事業

(深谷市不妊治療費補助事業) のご案内

深谷市では不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けたかたを対象に、1回あたり上限10万円の治療費を補助しています。

該当要件、手続等をよくご理解の上、申請してください。



1. 対象者

埼玉県不妊治療費助成事業による助成金の支給決定を受けたかたで、次の全ての項目に該当するかたが対象です。

- (1) 夫婦の双方又は一方が、不妊治療の開始日から補助金の申請時まで、引き続き深谷市の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 市税に滞納がないこと
- (3) 他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対して同種の補助（埼玉県不妊治療費助成事業による助成金を除く）を受けていないこと

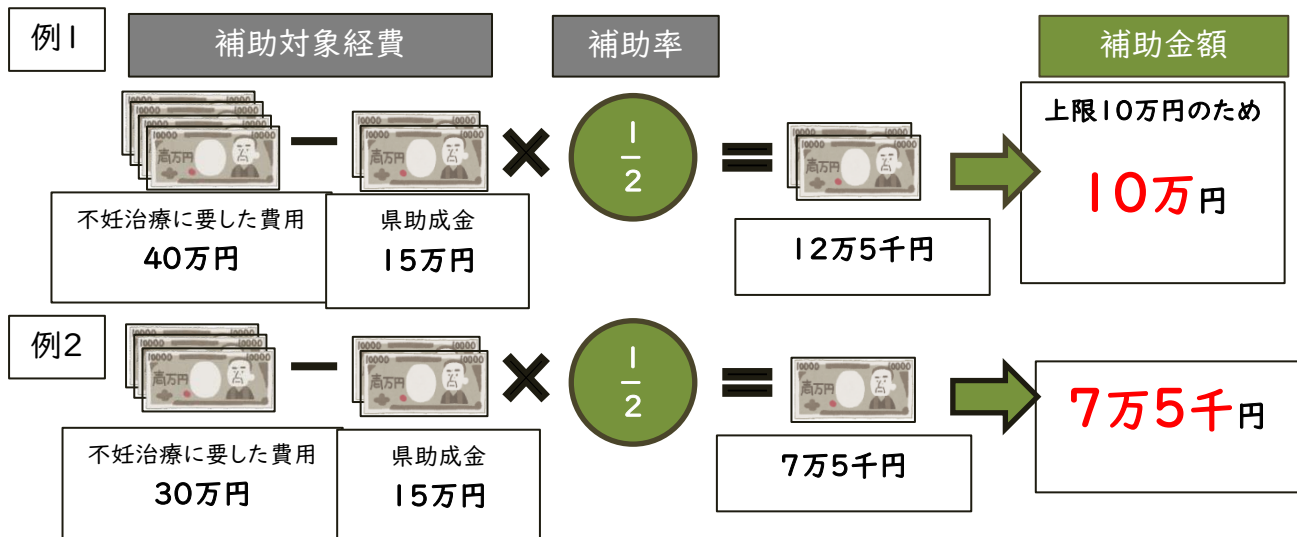
2. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、埼玉県助成金の対象となった不妊治療に要した費用から埼玉県助成金の額を控除した金額とします。

3. 補助内容

夫婦一組につき、補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1回10万円を限度に補助します。

補助金の計算例



4. 申請手続き

(1) 提出書類

- 深谷市不妊治療費補助金交付申請書兼請求書
- 添付書類
 - ①埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
(埼玉県不妊治療助成事業の申請で保健所に提出する前にコピーしておいてください)
 - ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書
(保健所から発行されます。原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます)
 - ③不妊治療に係る領収書
(原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます)
 - ④市税に滞納がないことの証明書又は同意書(夫・妻ともに必要)
(市税に滞納がないことの証明書は、深谷市役所市民税課で発行しています。
交付申請書内の同意書欄に署名いただければ、証明書の提出は不要です。)
 - ⑤補助金の振込先となる口座の通帳(確認用)
- 印鑑(訂正が必要な場合がございますので、ご持参ください。)

(2) 申請期限

補助金交付申請は、治療が終了した日の属する年度の**3月31日**まで又は、埼玉県不妊治療費助成金支給決定通知書の**支給決定日から60日を経過した日の いずれか遅い日**まで申請することができます。

(3) 申請窓口

深谷市保健センター

※月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く)の、午前8時30分～午後5時15分まで

5. 補助金の交付

審査の結果、交付要件に合致している場合は、深谷市不妊治療費補助金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に補助金を振り込みます。

交付要件に合致しないなど補助金の交付ができない場合は、その理由を記載した深谷市不妊治療費補助金不交付決定通知書を郵送します。

【問い合わせ】

深谷市保健センター

🏠 深谷市本住町17-1

☎ 048-575-1101

